

令和6年  
7月号

# 広報みね

佐賀県警察署  
鳥栖警察駐在所  
三根 芳俊  
尾崎

回覧

## 夏の交通安全県民運動 7月10日(水)～7月19日(金)

夏の交通安全県民運動は、「やめよう！佐賀のよからうもん運転」をスローガンに10日間実施されます。運動の重点は、次の3項目となっています。

- こどもと高齢者の交通事故防止
- 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

### 1 こどもと高齢者の交通事故防止

#### ◆ 歩行中に気をつけること

- 交通ルールの遵守

横行者は、「近くに横断歩道のあるところでは横断歩道を渡る」「信号に従う」など、基本的な交通ルールを守りましょう。

- 横断の意思表示と反射材の着用

道路横断する時は、『ハンドサイン』等でドライバーに横断する意思を伝えましょう。

#### ◆ 運転中に気をつけること

- 横断歩道は歩行者優先
- 緊張感の保持

『いつ自分が事故の当事者になるかわからない。』という気持ちを忘れず緊張感を持ちましょう。夜間は、原則ハイビームで運転しましょう。

### 2 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

- ◆ 飲酒運転の根絶～飲酒運転し(四)ない運動
- ◆ 妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の防止

### 3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ◆ 自転車ヘルメット着用の努力義務化～令和5年4月1日から施行
- ◆ 自転車安全利用五則～車道原則、左側通行、歩道は例外、歩行者優先、ヘルメット着用等

## ハンドサイン で渡ろう運動



## 水の事故に気をつけましょう

### ○ 水の事故の発生状況(県内)

昨年の夏(7・8月)、佐賀県内では4人の方が水の事故に遭い亡くなっています。

※ 佐賀県警察本部地域課把握分

※ 水の事故に遭わないために！

- ・ 危険な場所にいる子供を見かけたら、気がついた人が注意しましょう



## 登山計画書の提出をお願いします

### ○ どこに提出するの？

早めに提出してね！

- ・ 山を管轄する警察署又は  
佐賀県警察本部地域課
- ・ 郵送・FAX・インターネット(⇒二次元バーコード)
- ・ 本部地域課の連絡先は、  
☎ 0952-24-1111  
FAX 0952-28-0568

